

令和5年度
定期総会

議案

- (1) 第1号議案 令和4年度事業報告
- (2) 第2号議案 令和4年度決算報告及び監査報告
- (3) 第3号議案 令和5年度役員承認
- (4) 第4号議案 令和5年度事業計画案
- (5) 第5号議案 令和5年度予算案

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会

J－BＯX ユーザー名 tobujimu
パスワード chishiki

第1号議案

令和4年度 事業報告

新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和4年度においても、社会情勢を注視しつつ、事業の中止や開催方法の変更をしながらの活動となりました。

本会では、会員の健康と児童生徒の安全を最優先としながらも、オンライン会議ツールを活用し、会員の皆様にとって有益な事業を提供してまいりました。また、学校事務職員が様々な変化に柔軟に対応できる力量を身に付けるべく、相互研鑽を推進し、自らの仕事に主体的・自律的・意欲的に取り組める人材育成の場となることや学校事務職員としての誇りを持ち達成感を共有できる場となることを目指し、以下のように事業を進めてまいりました。

活動目標

学校事務職員及び共同学校事務室の果たすべき役割の明確化・共有化を目指し、信頼される職、存在感ある職、そして社会により貢献できる職の確立を目指し活動を行います。

活動の柱

- 1 事業計画に従い会務並びに各事業を遂行し、より一層の改善を図る。
- 2 理事を中心に、会員相互の研鑽の場となるよう努める。
- 3 本部と各班との連携を密にし、実態と会員意識の把握に努める。
- 4 学校事務についての様々な情報を把握し、会員に伝達する。
- 5 関係機関並びに全事研、埼事研、各支部等他研究団体との連携を図る。

本年度の重点努力事項

- 1 説明責任に耐えうる、適正で効果的な財務・文書管理
- 2 新しい事実や解釈の発見がある研究、参加者との協議（対話）から学校事務職員の在り方を導き出す研究の推進
- 3 事務職員を取り巻く環境の変化に対応した研修会の企画・運営
- 4 一歩踏み出すきっかけになる広報の作成
- 5 会員専用サイト「J－B O X」を用いた知識共有システムの展開

令和4年度 全体的事業報告

全体研修会並びに総会

日時 令和4年 5月10日（火）

会場 オンライン（全体研修会）及び書面議決（総会）

内容 （1）講演 演題 「令和時代の公用文 書き方・考え方」

講師 株式会社「ことのは本舗」

広報コンサルタント・文章の危機管理コンサルタント

小田 順子 氏

（2）総会 書面議決により承認

ビギナーズ研修会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止

日時 令和4年 7月26日（火）

会場 春日部市視聴覚センター

内容 全体会及びグループ別討議

学校事務職員研修会

日時 令和4年10月14日（金）

会場 オンライン研修

内容 講演 演題「埼玉県のDX推進」

講師 埼玉県 行政・デジタル改革課 DX推進担当 砂川 里帆 氏

研究大会

日時 令和4年12月 7日（水）

会場 オンライン発表

内容 研究部発表

「学校のICTとは（中間発表）」

令和4年度 理事会・評議員会等事業報告

1 常任理事会

第1回 日時 令和4年 6月17日（金）13：30～

会場 幸手市民文化体育館（アスカル幸手）

内容 （1）事業計画細案について

・全体的事業について

ア ビギナーズ研修について

イ 学校事務研修会について

ウ 研究大会について

・各部の事業計画と課題

（2）予算執行計画・文書作成の流れ

（3）事務要覧発行について

第2回 日時 令和4年 8月26日（金）13：30～

会場 杉戸町立西公民館

内容 （1）学校事務研修会について

（2）研究大会について

（3）各部活動状況報告

第3回　日時　令和4年11月　4日（金）13：30～
会場　杉戸町立西公民館
内容　（1）学校事務研修会の反省と課題
（2）研究大会について
（3）各部活動状況報告

第4回　日時　令和5年　1月13日（金）13：30～
会場　杉戸町立西公民館
内容　（1）研究大会の反省と課題
（2）理事会・監査・評議員会について
（3）予算執行状況報告
（4）令和5年度の日程について
（5）各部活動状況報告

第5回　日時　令和5年　2月17日（金）13：30～
会場　杉戸町立西公民館
内容　（1）令和4年度事業まとめと課題検証、予算執行現状報告
（2）令和5年度事業計画案、予算案の検討
（3）令和5年度全体研修会並びに総会について

第6回　日時　令和5年　4月18日（火）13：30～
会場　幸手市民文化体育館（アスカル幸手）
内容　（1）令和5年度全体研修会並びに総会について

2 理事会

第1回　日時　令和4年　6月　7日（火）　13：30～
会場　幸手市民文化体育館
内容　（1）各部事業計画細案について
（2）その他

第2回　日時　令和5年　1月31日（火）　13：30～
会場　幸手市民文化体育館及びオンライン会議
内容　（1）令和4年度事業のまとめと課題検証
（2）令和4年度予算執行現状報告
（3）令和5年度事業計画案の検討
（4）その他

3 評議員会

第1回　日時　令和4年12月　7日（水）中止

第2回　日時　書面議決
内容　（1）令和4年度事業報告及び令和4年度決算報告
（2）令和5年度事業計画及び令和5年度予算計画案
（3）令和5年度役員の推薦について
（4）その他

4 監査会

日時 令和5年 3月 8日（水）13：30～
会場 幸手市民文化体育館
内容 会計監査会

令和4年度 総務部事業報告

活動内容

- 第1回 日時 令和4年 6月 7日（火）13：30～
会場 幸手市民文化体育館
内容 (1)各役割分担
 (2)分掌内容の検討、確認
- 第2回 日時 令和5年 1月 31日（火）13：30～
会場 オンライン会議
内容 (1)令和4年度事業のまとめ
 (2)令和5年度事業計画の検討
- 第3回 日時 令和5年 3月 8日（水）13：30～
会場 幸手市民文化体育館
内容 令和4年度会計監査

令和4年度 研究部事業報告

○研究テーマ 『学校事務のICTとは』

○活動内容

- 第1回 日時 令和4年 6月 7日（火）13：30～
(理事会) 会場 アスカル幸手
内容 事業計画 研究活動の全体構想 役割分担
- 第2回 日時 令和4年 6月 21日（火）13：30～
会場 春日都市庄和総合支所
内容 研究活動① ICT理論研究・事例研究の進め方
- 第3回 日時 令和4年 7月 6日（水）13：30～
会場 オンライン会議
内容 研究活動② ICT理論研究・事例研究
 アンケートの内容検討
- 第4回 日時 令和4年 8月 4日（木）13：30～
会場 杉戸町立西公民館
内容 アンケートの内容決定
 研究活動③
 久喜市教育委員会指導課 ICT専門官 安部友輔氏との意見交換
- 視 察 日時 令和4年 8月 25日（木）14：00～
会場 羽生市立新郷第一小学校
内容 研究活動④ 羽生市の服務等様式の電子化について
 研究活動⑤ 羽生市立新郷第一小学校 松井裕務氏との意見交換

校内視察

第5回　日時　令和4年 9月14日（水）13：30～
会場　杉戸町立西公民館
内容　研究大会プロット検討

第6回　日時　令和4年10月 5日（水）13：30～
会場　杉戸町立西公民館
内容　研究大会原稿・スライドの確認

第7回　日時　令和4年11月 9日（水）13：30～
会場　杉戸町立西公民館
内容　研究大会模擬発表 原稿・スライドの確認

第8回　日時　令和4年11月22日（火） 9：00～
(合同部会) 会場　春日部市教育センター
内容　研究大会リハーサル

(研究大会)　日時　令和4年12月 7日（水）13：00～
会場　春日部市教育センター
内容　研究大会（中間発表）

第9回　日時　令和5年 1月31日（火）13：30～
(理事会) 会場　アスカル幸手
内容　反省と課題 本発表に向けて研究活動の役割分担

令和4年度 研修部事業報告

活動内容

第1回　日時　令和4年 6月 7日（火）13：30～
会場　アスカル幸手
内容　(1)令和4年度細案検討、立案
　　　(2)ビギナーズ研修会運営方法の企画・検討

第2回　日時　令和4年 7月26日（火）9：30～ (中止)
会場　春日部市視聴覚センター
内容　(1)ビギナーズ研修会準備・最終確認
　　　(2)学校事務職員研修会開催方法の確認・係決め

第3回　日時　令和4年10月21日（金）14：00～
会場　オンライン会議
内容　(1)研究大会内容及び日程確認・係決め
　　　(2)研究大会準備会・合同部会について

第4回　日時　令和5年 1月31日（火）13：30～
会場　オンライン会議
内容　(1)研究大会反省
　　　(2)令和4年度事業のまとめ
　　　(3)令和5年度事業計画の検討

全体的事業の運営・記録

- ビギナーズ研修会 令和4年 7月26日(火) (中止)
○学校事務職員研修会 令和4年10月14日(金)
○研究大会 令和4年12月 7日(水)

令和4年度 広報部事業報告

○活動内容

6月
第1回 日時 令和4年 6月 7日(火)
会場 アスカル幸手
内容
(1) 年間行事計画の検討
(2) 「広報とうぶ」66号編成

10月
「広報とうぶ」66号反省

11月
「広報とうぶ」67号編成
「東部の学校事務」第24号編成

1月
「東部の学校事務」第24号校正

2月
第2回 日時 令和5年 1月31日(火)
会場 アスカル幸手
内容
(1) 「広報とうぶ」67号反省
(2) 「東部の学校事務」第24号反省
(3) 令和4年度事業のまとめ
(4) 令和4年度事業の反省
(5) 令和5年度事業計画の検討

※年間通じ、広報部員同士、広報部員と寄稿者とのメール、電話、FA連絡・調整を図りながら主に自校で活動

○活動内容（取材活動）

すべて中止

発行日

広報とうぶ 第66号 令和4年9月30日発行

広報とうぶ 第67号 令和5年2月10日発行

東部の学校事務 第24号 令和5年3月1日発行

令和4年度 知識共有部事業報告

活動内容

第1回 日時 令和4年 6月 7日(火) 13:30~
(理事会) 会場 幸手市民文化体育館(アスカル幸手)

内容 (1) J－B O X運営検討
(2) 知識共有活動等立案

第2回 日時 令和4年 7月19日(火) 13:30～
会場 春日部市庄和総合支所
内容 (1) J－B O X運営検討
(2) 知識共有活動等検討

第3回 日時 令和4年 9月26日(月) 13:30～
会場 オンライン会議
内容 (1) J－B O X運営検討
(2) 知識共有活動等検討

第4回 日時 令和4年11月 8日(火) 13:30～
会場 オンライン会議
内容 (1) J－B O X運営検討
(2) 知識共有活動等検討

第5回 日時 令和4年11月22日(火) 9:30～
(合同部会) 会場 オンライン会議
内容 研究大会リハーサル

第6回 日時 令和5年 1月31日(火) 13:30～
(理事会) 会場 オンライン会議
内容 (1) J－B O X運営検討
(2) 知識共有活動等検討

第7回 日時 令和5年 3月 7日(火) 13:30～
会場 オンライン会議
内容 (1)令和4年度事業のまとめ
(2)令和5年度当初事業の確認
(3)令和5年度事業計画の検討

第2号議案

令和4年度 埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会決算書(案)

1 歳入の部

(円)

科目	予算額	補正額	収入額	増減	説明
会費	535,500	0	535,500	0	219校×2,000円+85校×1,500円
助成金	29,000	0	29,000	0	埼玉研助成金 290校(令和3年度学校数)×100円
繰越金	541,530	0	541,530	0	
雑収入	970	-964	6	-964	利息6円 ※研究大会管外参加者は今年度なし
合計	1,107,000	-964	1,106,036	-964	

2 歳出の部

科目	予算額	補正額	予算現額	決算額	残額	説明
1 運営費	124,000	0	124,000	60,203	63,797	
1)需用費	20,000	0	20,000	3,161	16,839	コピー用紙代
2)諸会合費	30,000	0	30,000	23,564	6,436	理事会等会場費等
3)旅費	35,000	0	35,000	5,792	29,208	監査会等運営に係る旅費
4)役務費	20,000	0	20,000	9,426	10,574	会費請求書、事務要覧郵送代等
5)賃借料	19,000	0	19,000	18,260	740	サーバードメイン使用料
2 事業費	963,000	0	963,000	535,519	427,481	
1)研修費	307,000	0	307,000	161,710	145,290	研修部活動費、全体研講師謝金、オンライン研修会に係る費用(契約料等)等
2)研究大会費	440,000	0	440,000	227,485	212,515	研究部活動費、部会旅費、研究大会助言者謝金、研究大会に係る会場費、web会議に係る費用(契約料等)等
3)研究費	70,000	0	70,000	15,784	54,216	知共部活動費、部会旅費、初任者への資料郵送料等
4)広報費	146,000	0	146,000	130,540	15,460	広報部活動費、部会旅費、各種刊行物印刷配達費等
3 予備費	20,000	-964	19,036	0	19,036	
1)予備費	20,000	-964	19,036	0	19,036	
合計	1,107,000	-964	1,106,036	595,722	510,314	

3 差引残額

歳入総額	歳出総額	差引残額
1,106,036	595,722	510,314

上記のとおり報告いたします。

令和5年3月8日

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会 会長 岡田 節子

監査の結果、相違ないことを認めます。

令和5年3月8日

中台好恵
印
中條健一
印

第3号議案

令和5年度 東部公立小中学校事務研究協議会役員（案）

役職名	学 校 名	氏 名
会 長	久喜市立久喜中学校	木村 公一
副会長	久喜市立栗橋小学校	中島 麻子
副会長	宮代町立百間小学校	米丸 理子
監 事	杉戸町立杉戸中学校	中台 好恵
監 事	行田市立忍中学校	中條 健一

第4号議案

令和5年度 事業計画（案）

令和2年1月から世界中を混乱の渦に巻き込んでいた、新型コロナウイルス感染症が、その永い終息へのトンネルを抜けつつあります。そのような中、私たち学校事務職員は、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、柔軟に対応し、積極的な校務運営の参画を目指します。そして、一人一人の児童生徒が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう伴走者としての役割を果たします。

今年度の事業につきましては、事務研としての役割を十分に考え、会員の皆さまへよりよい研修を提供できるよう努力して参ります。

活動目標

学校事務職員及び共同学校事務室の果たすべき役割の明確化・共有化を目指し、信頼される職、存在感ある職、そして社会により貢献できる職の確立を目標に活動を行います。

活動の柱

- 1 事業計画に従い会務並びに各事業を遂行し、より一層の改善を図る。
- 2 理事を中心に、会員相互の研鑽の場となるよう努める。
- 3 本部と各班との連携を密にし、実態と会員意識の把握に努める。
- 4 学校事務についての様々な情報を把握し、会員に伝達する。
- 5 関係機関並びに全事研、埼事研、各支部等他研究団体との連携を図る。

本年度の重点努力事項

- 1 説明責任に耐えうる、適正で効果的な財務・文書管理
- 2 新しい事実や解釈の発見がある研究、参加者との協議（対話）から学校事務職員の在り方を導き出す研究の推進
- 3 事務職員を取り巻く環境の変化に対応した研修会の企画・運営
- 4 一歩踏み出すきっかけになる広報の作成
- 5 会員専用サイト「J－B O X」を用いた知識共有システムの展開

令和5年度 全体的事業計画（案）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインまたは中止など計画を変更する

全体研修会並びに総会

日時 令和5年 5月9日（火）

会場 オンライン研修、総会

内容 （1）講演 演題 「働く人改革 イヤイヤが減って、職場が輝く！
ほんとうの「働き方改革」」

講師 あまねキャリア株式会社 沢渡 あまね 氏

（2）東部教育事務所行政説明

（3）総会報告 書面議決の報告

ビギナーズ研修会

日時 令和5年 7月28日（金）

会場 未定

内容 （1）全体講義

（2）グループ別討議

学校事務職員研修会

日時 令和5年10月13日（金）

会場 未定

内容 （1）講演

研究大会

日時 令和5年12月 6日（水）

会場 未定

内容 （1）研究部発表

（2）その他

令和5年度 理事会・評議員会等事業計画（案）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインまたは中止など計画を変更する

1 常任理事会

第1回 日時 令和5年 6月16日（金）

会場 幸手市民文化体育館（アスカル幸手）

内容 （1）総会の反省・課題について

（2）事業計画細案について

（3）各部事業計画と課題について

（4）予算執行計画細案について

第2回 日時 令和5年 8月25日（金）

会場 未定

内容 （1）ビギナーズ研修会の反省・課題について

（2）学校事務職員研修会計画細案について

（3）研究大会について

第3回　日時　令和5年11月　9日（木）
会場　未定
内容　（1）学校事務職員研修会の反省・課題について
（2）研究大会計画細案について

第4回　日時　令和6年　1月16日（火）
会場　未定
内容　（1）研究大会の反省・課題について
（2）令和5年度事業のまとめと課題検証
（3）令和5年度予算執行現状報告
（4）令和6年度事業計画案の検討
（5）令和6年度予算書案の検討
（6）各部活動状況報告

第5回　日時　令和6年　2月16日（金）
会場　未定
内容　（1）評議員会内容確認
（2）令和5年度事業のまとめと課題検証
（3）令和5年度決算現状報告
（4）令和6年度事業計画案の検討
（5）令和6年度予算書案の検討
（6）各部活動状況報告

第6回　日時　令和6年　4月16日（火）
会場　オンライン
内容　（1）令和6年度全体研修会並びに総会について

2 理事会

第1回　日時　令和5年　6月　6日（火）
会場　幸手市民文化体育館（アスカル幸手）
内容　（1）全体研修会並びに総会の反省・課題について
（2）各部事業計画細案について

第2回　日時　令和6年　1月31日（水）
会場　未定
内容　（1）令和5年度事業のまとめと課題検証
（2）令和5年度予算執行現状報告
（3）令和6年度事業計画案の検討
（4）令和6年度予算書案の検討

3 評議員会

第1回　日時　令和5年12月　6日（水）
会場　未定
内容　（1）令和6年度役員の推薦について

第2回　日時　令和6年　3月　7日（木）
会場　未定
内容　（1）令和5年度事業報告及び令和5年度決算報告
（2）令和6年度事業計画及び令和6年度予算計画案
（3）令和6年度役員の推薦について

(4) その他

4 監査会

日時 令和6年 3月 7日 (木)
会場 未定
内容 (1) 会計監査会

令和5年度 総務部事業計画 (案)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインまたは中止など計画を変更する

活動内容

- 第1回 日時 令和5年 6月 6日 (火)
会場 幸手市民文化体育館 (アスカル幸手)
内容 (1)各役割分担
 (2)分掌内容の検討、確認
- 第2回 日時 令和5年 11月 22日 (水)
(合同部会) 会場 未定
内容 (1)研究集録の各市町への配布準備
 (2)研究大会最終確認 (接待等の係分担、他部との連絡調整)
- 第3回 日時 令和6年 1月 31日 (水)
会場 未定
内容 (1)令和5年度事業のまとめ
 (2)令和6年度事業計画の検討
- 第4回 日時 令和6年 3月 7日 (木)
会場 未定
内容 令和5年度会計監査

令和5年度 研究部事業計画 (案)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインまたは中止など計画を変更する

○研究テーマ (活動目標) 『学校事務の ICT とは』

○活動内容

- 第1回 日時 令和5年 6月 6日 (火)
(理事会) 会場 幸手市民文化体育館 (アスカル幸手)
内容 自己紹介、研究活動の全体構想
- 第2回 日時 令和5年 6月 日 ()
会場 未定
内容 研究活動①
- 第3回 日時 令和5年 7月 日 ()

	会場	未定
	内容	研究活動②、集録初稿
第4回	日時	令和5年 8月 日()
	会場	未定
	内容	集録第2稿
第5回	日時	令和5年 9月 日()
	会場	未定
	内容	集録最終稿
第6回	日時	令和5年10月 日()
	会場	未定
	内容	研究部発表①
第7回	日時	令和5年11月 日()
	会場	未定
	内容	研究部発表②
第8回 (合同部会)	日時	令和5年11月22日(水)
	会場	未定
	内容	研究大会リハーサル
第9回 (理事会)	日時	令和6年 1月31日(水)
	会場	未定
	内容	反省と課題、次年度のテーマ決め

令和5年度 研修部事業計画（案）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインまたは中止など計画を変更する

活動内容

第1回	日時	令和5年 6月 6日(火)
	会場	幸手市民文化体育館（アスカル幸手）
	内容	(1)令和5年度細案検討、立案 (2)ビギナーズ研修会運営方法の企画・検討
第2回	日時	令和5年 7月28日(金)
	会場	未定
	内容	(1)ビギナーズ研修会準備・最終確認 (2)学校事務職員研修会運営方法の企画・検討
第3回	日時	令和5年 9月 日()
	会場	未定
	内容	(1)ビギナーズ研修会反省 (2)学校事務職員研修会最終確認 (3)研究大会運営方法の企画・検討
第4回 (合同部会)	日時	令和5年11月22日(水)
	会場	未定
	内容	(1)学校事務職員研修会反省 (2)研究大会最終確認

第5回　日時　令和6年　1月31日（水）
会場　未定
内容　(1)研究大会反省
　　　(2)令和5年度事業のまとめ
　　　(3)令和6年度事業計画の検討
　　　(4)全体研修会・総会運営方法の企画・検討

令和5年度　広報部事業計画(案)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインまたは中止など計画を変更する

○活動内容

第1回　日時　令和5年　6月　6日（火）
会場　幸手市民文化体育館（アスカル幸手）
内容　(1)年間行事計画の策定
　　　(2)「広報とうぶ」第68号の編成会議

第2回　日時　令和5年　9月　　日（　）
会場　未定
内容　(1)研究大会パネル発表検討会議
　　　(2)取材活動検討会議

第3回　日時　令和5年11月22日（水）
(合同部会)　会場　未定
内容　(1)「広報とうぶ」第68号の反省
　　　(2)「広報とうぶ」第69号の編成会議
　　　(3)「東部の学校事務」第25号の編成会議
　　　(4)研究大会パネル発表検討会議

第4回　日時　令和6年　1月31日（水）
会場　未定
内容　(1)「広報とうぶ」第69号の反省
　　　(2)「東部の学校事務」第25号の校正
　　　(3)令和5年度事業のまとめ
　　　(4)令和6年度事業計画の検討

○活動内容（取材活動）

第1回　日時　令和5年　7月27日（木）
会場　未定
内容　(1)ビギナーズ研修会　取材活動

第2回　日時　令和5年10月13日（金）
会場　未定
内容　(1)学校事務職員研修会　取材活動

第4回　日時　令和5年12月　6日（水）
会場　未定
内容　(1)研究大会　取材活動・パネル展示

発行日

広報とうぶ　　第68号　　令和5年9月29日発行

広報とうぶ　　第69号　　令和6年2月9日発行

東部の学校事務　第25号　令和6年3月1日発行

令和5年度 知識共有部事業計画（案）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインまたは中止など計画を変更する

活動内容

第1回　日時 令和5年 6月 6日（火）
（理事会）会場 幸手市民文化体育館（アスカル幸手）
内容 (1) J－B O X運営検討
（2）知識共有活動等立案

第2回　日時 令和5年 7月 日（ ）
会場 未定
内容 (1) J－B O X運営検討
（2）知識共有活動等検討

第3回　日時 令和5年 9月 日（ ）
会場 未定
内容 (1) J－B O X運営検討
（2）知識共有活動等検討

第4回　日時 令和5年10月 日（ ）
会場 未定
内容 (1) J－B O X運営検討
（2）知識共有活動等検討

第5回　日時 令和5年11月 日（ ）
会場 未定
内容 (1) J－B O X運営検討
（2）知識共有活動等検討

第6回　日時 令和5年11月22日（水）
（合同部会）会場 未定
内容 研究大会リハーサル

第7回　日時 令和6年 1月31日（水）
（理事会）会場 未定
内容 (1) 研究大会反省
（2）J－B O X運営検討
（3）知識共有活動等検討

第8回　日時 令和6年 2月 日（ ）
会場 未定
内容 (1) 令和5年度事業のまとめ
（2）令和6年度当初事業の確認
（3）令和6年度事業計画の検討

令和5年度 埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会予算書(案)

1 歳入の部

(円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
会費	534,000	535,500	-1,500	219校×2,000円+65→64校×1,500円 ※行田-1
助成金	28,400	29,000	-600	埼事研助成金 284校(令和4年度学校数)×100円
繰越金	510,314	541,530	-31,216	令和4年度繰越金
雑収入	1,286	970	316	研究大会管外参加費・利息等
合計	1,074,000	1,107,000	-33,000	

2 歳出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
1.運営費	91,000	124,000	-33,000	
1)需用費	20,000	20,000	0	用紙
2)諸会合費	30,000	30,000	0	理事会等会場費
3)旅費	10,000	35,000	-25,000	事業費以外の打ち合わせ等旅費
4)役務費	11,000	20,000	-9,000	郵送代
5)賃借料	20,000	19,000	1,000	サーバードメイン使用料
2.事業費	963,000	963,000	0	
1)研修費	307,000	307,000	0	研修部活動費、研修会に係る会場費、旅費、web会議に係る費用(契約料等)等
2)研究大会費	440,000	440,000	0	研究部活動費、研究大会に係る会場費、旅費、web会議に係る費用(契約料等)等
3)研究費	70,000	70,000	0	知共部活動費、部会会場費、旅費、web会議に係る費用(契約料等)等
4)広報費	146,000	146,000	0	広報部活動費、部会会場費、旅費、各種刊行物印刷配達費等
3.予備費	20,000	20,000	0	
1)予備費	20,000	20,000	0	
合計	1,074,000	1,107,000	-33,000	

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会会則

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第一条 本会は埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会と称し事務所を会長在勤校に置く。

(目的)

第二条 本会は学校事務の研究を行い会員の資質向上を図るとともに、教育活動に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務に関する研究及び調査
- (2) 研究会・研修会等の開催
- (3) 会報の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

第二章 組 織

(会員)

第四条 本会は東部教育事務所管内の公立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する事務職員をもって構成する。

(組織)

第五条 本会は地域ごとに班を置く。班構成は別に定める。

第三章 機 関

(機関)

第六条 本会に次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 理事会

2 前項の決議は出席者の過半数とする。

(総会)

第七条 総会は本会の最高議決機関である。

- 2 総会は毎年一回開催する。ただし、評議員会が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 3 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 事業報告の承認並びに事業案の審議
 - (3) 決算報告の承認並びに予算案の審議
 - (4) 会長、副会長並びに監事の承認
 - (5) その他重要事項

(書面総会)

第七条の二 新型インフルエンザ等がまん延する重大な事態が発生した場合、会長が必要と認めるときは、書面や電子メール等の電気通信による前条の総会（以下、この条において「書面総会」）を開くことができる。

2 書面総会は以下により行う。

- (1) 会長は、会員が議案を議決するための期間を設ける。
- (2) 会員は、前号の期間内に議案に対する賛否を表示する。この場合において、賛否の表示をもって、その会員は総会に出席したものとみなす。会長は、前号の期間の後、書面総会の結果を会員に報告する。

(評議員会)

第八条 評議員会は総会に次ぐ議決機関で各班より選出された評議員をもって構成し必要に応じて会長がこれを招集する。

2 評議員は各班単位に五月一日現在の会員校で十校までの班は一名、十一校から二十校までの班は二名、二十一校以上の班は三名とする。

- 3 評議員会は毎年二回以上開き、次の事項を審議する。
 - (1) 会長、副会長並びに監事候補者の推薦
 - (2) 総会において付託された事項
 - (3) その他必要な事項
- 4 新型インフルエンザ等がまん延する重大な事態が発生した場合、会長が必要と認めるときは、書面や電子メール等の電気通信による評議員会を開くことができる。この場合、第七条の二第二項の規定を準用する。

(理事会)

第九条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、次のことを行う。

- (1) 会務の執行に関する事項
 - (2) 会務運営上必要な細則を定める事項
 - (3) 評議員会で付託された事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 理事会に常任理事会を置き、会務の執行に必要な事項について企画立案にあたる。

第四章 役 員

(役員)

第十条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 監 事

2 理事は会長が委嘱する。

(会長・副会長・理事・監事の任務)

第十一条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事は会務を執行する。
- 4 監事は本会の会計を監査する。

(理事の任務)

第十二条 本会則第九条に定める理事会に次の部を置き、理事はいずれかの部に属し、会務を執行する。

- (1) 総務部
- (2) 研究部
- (3) 研修部
- (4) 広報部
- (5) 知識共有部

(役員の任期)

第十三条 役員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、理事に欠員が生じた場合は第十条の規定によりこれを補充する。

2 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 会 計

(経費)

第十四条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入金による。

(会費)

第十五条 本会の会費は一校年額 2,000 円とする。ただし、必要に応じて臨時徴収することができる。

(会計年度)

第十六条 本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

付 則

第一条 本会則を実施するため必要な細則は別に定める。この細則は常任理事会で定め、評議員会の議決を経なければならない。

第二条 本会は埼玉県公立小中学校事務職員研究協議会東部支部を構成し、支部長は会長が兼ねる。

第三条 本会則第十五条の会費については、当分の間、次の班については 1,500 円とする。

- 行田班、加須班、羽生班
- 第四条 本会則は平成11年5月19日から実施する。
- 第五条 本会則は平成12年5月24日から改正実施する。
(担当理事の追加、参与の削除)
- 第六条 本会則は平成14年5月17日から改正実施する。
(知識共有部の追加)
- 第七条 本会則は平成22年5月14日から改正実施する。
(理事会、理事の任務について常任理事会設置に伴う整理)
- 第八条 本会則は令和2年5月12日から改正実施する。
(義務教育学校設置に伴う整理)
- 第九条 本会則は令和3年5月11日から改正実施する。
(書面総会の位置づけ)

埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会運営規程

(目的)

第一条 この規程は、埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会会則(以下「会則」という)付則第一条の規程に基づき、本会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(班構成)

第二条 会則第五条の班構成は次のとおりとする。年度途中に市町村合併等により班構成に変更が生じる場合は、翌年度から変更するものとする。ただし、緊急を要する場合は、常任理事会で決定し、評議員会の承認を得るものとする。

- 1.春日部班 2.越谷班 3.久喜班 4.白岡班 5.宮代班 6.幸手班 7.蓮田班 8.杉戸班 9.八潮班
- 10.吉川班 11.松伏班 12.三郷班 13.行田班 14.加須班 15.羽生班

2 班には連絡員を置く。

(旅費)

第三条 本会で支給する旅費の算出方法は、「職員の旅費に関する条例」に準ずる。ただし、年度途中に条例改正がなされたときは、翌年度から適用するものとする。

(理事会・常任理事会)

第四条 理事会に、理事長 一名 副理事長 若干名 常任理事 若干名を置き、会長が委嘱する。なお、常任理事は各部を代表するものとする。

2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

(参与)

第五条 本会には顧問・参与を置くことができ、顧問・参与は会長が委嘱する。要請により企画運営等の会議に参加する。

2 本会は、東部教育事務所管内の公立小中学校事務職員から人事異動により埼玉県教育局等に勤務する職員を特別会員とすることができる。特別会員は会長が委嘱する。

(理事)

第六条 各部の会務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部 会計・文書に関すること、他団体との連絡。
- (2) 研究部 研究に関すること。
- (3) 研修部 研修に関すること。
- (4) 広報部 広報に関すること。
- (5) 知識共有部 知識共有の推進、J-BOX の運営。

付 則

第一条 この運営規程の改正については評議員会の議決とする。

第二条 本規程は平成12年5月24日から改正実施する。

(企画委員会・参与の追加)

第三条 本規程は平成14年5月17日から改正実施する。

(理事の追加)

第四条 本規程は平成17年5月18日から改正実施する。

(班構成の規程変更)

第五条 本規程は平成18年5月17日から改正実施する。

(班構成の変更、顧問の追加)

第六条 本規程は平成22年5月14日から改正実施する。

(理事会・常任理事会の構成)

なお、第二条については、平成22年4月1日より改正実施する。

第七条 本規程は平成26年5月15日から改正実施する。

(参与の追加)

議事運営規程

(目的)

第一条 この規程は、埼玉県東部公立小中学校事務研究協議会会則(以下「会則」という)付則第一条の規程に基づき、本会の議決機関(以下「会議」という)の議事運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(資格審査)

第二条 総会並びに評議員会の資格審査は、担当役員が行う。

(会議の成立)

第三条 総会並びに評議員会は、資格審査を経た構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなす。

- (1) 担当役員は総会・評議員会の成立を報告しなければならない。

(議事の運営)

第四条 総会・評議員会の議事の運営に当たっては、担当役員が次の事項を確認する。

- (1) 議長の選出に関すること。
- (2) 議事日程に関すること。
- (3) その他、議事運営に必要なこと。

(議長の選出・定数)

第五条 議長は、総会においては会員、評議員会においては評議員の中から選出するものとする。

2 議長の定数は、次のとおりとする。

- (1) 総会においては二名とする。
- (2) 評議員会においては一名とする。

(議長の職務)

第六条 議長の職務は次のとおりとする。

- (1) 議長は、会議の記録にあたる書記二名(但し評議員会は一名)を指名する。
- (2) 議長は、会議の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営に当たる。
- (3) 議長は、議案を上程するときは、その旨を告げ提案者にその提案理由を説明させる。

(発言)

第七条 会議で発言する場合は、議長の指名を得なければならない。

2 発言は、議題の外にわたり、またはその範囲を越えてはならない。

3 質疑に当たっては、原則として意見を述べることはできない。

(動議)

第八条 総会において動議を提出する場合は、提案者、その案件、提案理由、賛同者を文書により議長に提出しなければならない。

2 評議員会において動議を提出する場合は、提案者がその案件の提案理由を議長に提出しなければならない。

(議事進行)

第九条 議長が議事進行上、質疑・討論の打ち切り動議の必要を認めたときは、必ずこの動議について会議の意見を問わなければならない。

2 議事進行に関する発言は直ちに取り上げなければならない。

3 議長は、議案に関する質疑が終わったと認めたとき討論に付する。

4 議長は、会議にはかって議事の質疑又は討論を省略することができる。

(議事の表決)

第十条 議長は、討議が終わったと認めたときは、その旨を告げ表決に付する。

2 議長は、表決を採るとき表決に付する議案を告げなければならない。

3 議長が表決に付する議案を告げた後は、何人も議案について発言することはできない。

4 表決は出席構成員の過半数によって決する。

5 表決に当たっては、その議題についての賛成を探るものとする。

6 表決の方法は、挙手又は起立によって行うものとし、議長が必要と認めたときは、無記名投票とすることができます。

付 則

- 第一条 この規程の改廃は、会則付則第一条による。
- 第二条 この規程は、平成11年5月19日から実施する。
- 第三条 本規程は、平成12年5月24日から改正実施する。
(議事運営委員会・傍聴者の削除)

東部事務研慶弔規定

- 第一条 この細則は、会員相互の弔意を図るため定める。
- 第二条 対象は次のとおりとする。(ただし、被贈与者は一切の返礼をしない)
会員死亡の場合、弔意(花輪等)を表す。

付 則

この規則は平成15年6月27日より実施する。